

岡山大学経済学部履修細則【昼間コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程（平成16年岡大経規程第1号）の規定に基づき、岡山大学経済学部（以下「本学部」という）昼間コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

(教育課程)

第2条 本学部昼間コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(4学期制)

第3条 本学部昼間コースの授業は「4学期制」に沿って開講する。4学期制は2か月を1学期とし、1学年を第1学期から第4学期の4学期に区分し、以後第4学年まで計16学期にわたり教育課程（カリキュラム）の編成を行う。これらの学年、学期は次のとおりである。

| 学 年 | 第 1 学 年 | 第 2 学 年 | 第 3 学 年 | 第 4 学 年 |
|-----|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 学 期 | 第1学期 第2学期 第3学期 第4学期 | 第1学期 第2学期 第3学期 第4学期 | 第1学期 第2学期 第3学期 第4学期 | 第1学期 第2学期 第3学期 第4学期 |

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は別に定める。

2 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

3 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修することはできない。

(ユニット及びモジュール)

第6条 本学部昼間コースに、ユニット（分野別・特色別小科目群）及びモジュール（複数ユニットを連結した系統別大科目群）を置く。

2 ユニット及びモジュールの授業科目等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者には、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し必要な事項は別に定める。

(グローバル人材育成特別コース)

第8条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

(履修単位数の上限)

第9条 本学部昼間コースにおける履修単位数の上限は、年間44単位（集中講義科目と選定図書レポートは含まない）とする。ただし、交流協定等に基づく3ヶ月以上の留学後は、3年次まで履修単位の上限を年間60単位とする。また、4年次は履修単位数の上限は設けない。

2 卒業要件単位数に算入しない「高度学修指導」は履修単位数の上限には含まない。

3 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」等と、卒業要件単位数に算入する「グローバル人材育成特別コース」の履修については、履修単位数の上限に含まない。

4 補習教育の授業科目は履修単位数の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第10条 本学部昼間コースの卒業要件単位数は、次の各項が定める単位を含めて、合計124単位とする。

2 教養教育科目は、以下の各項に従い、経済学部規程別表1「昼間コースの教養教育科目」に定める単位を含めて30単位以上を修得することとし、40単位を限度に卒業要件単位に含める。

一 人文・社会科学系科目、生命科学系科目、自然科学系科目はそれぞれ2単位を選択必修とする。

二 英語科目は、「英語（スピーキング、リーディング、ライティング、リスニング）－1・2」の各0.5

単位、及び「英語（S&L, R&W）－1・2」の各1単位、合計8単位を必修とする。ただし、外国人留学生は、日本語系科目の1単位の履修をもって英語科目の1単位分に代えることができる。

三 情報リテラシー系科目は1単位を必修とする。

四 全学ガイダンス科目は1単位必修、学部ガイダンス科目「修学の方法」は2単位必修とする。

五 補習教育の授業科目の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

3 専門教育科目は、次の各号に従い、下表に定める単位を含めて、84単位以上を修得することとし、94単位を限度に卒業要件単位に含める。

一 外国人留学生が外国人留学生用の授業科目を修得した場合は、専門科目の自由選択科目とする。

二 他学部の専門教育科目の修得単位は、20単位を限度とし、専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。ただし、他学部の専門教育科目の中には、教養教育科目へ読み替える科目がある。

三 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」の修得単位については、卒業要件単位に算入できない。

| 科目区分 | 授 業 科 目 | 卒業要件単位数 |
|--------|---------------------------------|------------------|
| 専門基礎科目 | 経済学部開講の専門基礎科目 | 10単位選択必修 |
| 専門科目 | 選定図書レポート | 1単位必修 |
| | 基礎研究 | 3単位必修 |
| | 卒業研究 | 8単位必修 |
| | 選定図書レポート、基礎研究、卒業研究以外の専門科目 | |
| | 10単位を超える専門基礎科目 | 62単位以上 |
| | 1単位を超える選定図書レポート（必修1単位とは別に2単位まで） | 72単位以内 |
| | 3単位を超える基礎研究（必修3単位とは別に3単位まで） | 自由選択 |
| | 教養教育科目へ読み替えない他学部の専門教育科目（20単位まで） | |
| 合 計 | | 84単位以上 94単位以内 |

4 入学前あるいは入学後に国内外の他の大学・短期大学で修得した単位を、60単位を限度に本学部の授業科目（教養教育科目及び専門教育科目）の単位に読み替えて、卒業要件単位に算入することがある。

（選定図書レポート）

第11条 選定図書レポートは、1年次から履修でき、原則として2年次末までに履修することとする。履修方法等は別に定める。

2 選定図書レポートの単位は各0.5単位で、1単位を必修とする。

3 1単位を超えて修得した選定図書レポートの単位は、最大2単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。

（基礎研究）

第12条 基礎研究は、1年次の第3学期から2年次の第4学期までに履修できる。履修方法等は別に定める。

2 基礎研究の単位は各1単位で、3単位を必修とする。

3 3単位を超えて修得した基礎研究の単位は、最大3単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位に算入できる。

4 基礎研究は、原則としてすべて異なる担当教員の科目を履修しなければならないが、履修方法等に定める条件を満たして例外的に同じ教員の科目履修が認められた場合には、その修得単位は卒業要件単位には算入できる。

（卒業研究）

第13条 卒業研究は、担当教員の選考を経て、3年次及び4年次に履修できる。選考方法等は別に定める。

2 卒業研究は、2年次修了までに基礎研究を3単位以上及び選定図書レポートを1単位以上修得済みか、もしくは修得見込みであることを履修条件とする。ただし、特別な事情を有する場合で、教務委員会の承認を得た学生についてはこの限りでない。

3 卒業研究の単位は各2単位で、8単位を必修とする。履修の上限は、原則として3年次及び4年次に各4単

位とする。ただし、本学部が定める早期卒業候補者の認定基準を満たした早期卒業希望者には、3年次に8単位の履修を認める。

(卒業論文)

第14条 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4年次に履修できる。ただし、本学部が定める早期卒業候補者の認定基準を満たした早期卒業希望者には、3年次での履修を認める。申請方法等は別に定める。

2 卒業論文の単位は4単位とし、専門科目の自由選択科目として卒業要件単位の算入できる。ただし、早期卒業希望者は必ず履修しなければならない。

(高度学修指導)

第15条 高度学修指導は、高度職業人や大学院進学等を目指す学生が、指導を受けることを希望する教員による選考を経て履修できる。申請方法等は別に定める。

2 高度学修指導は、原則として1年次の第3学期から履修を開始し、4年次まで履修することができる。ただし、2年次の第2学期までであれば、途中からの履修を認めることがある。

3 高度学修指導の単位は各1単位で、各学期に1単位を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件単位の算入することはできない。

(履修登録)

第16条 履修登録は、原則として各学年の第1学期初め、及び第3学期初めの定められた期間に行わなければならない。

2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンよりWEB入力で行う。

3 選定図書レポートについては、定められた提出期間にレポートを提出したことによって履修登録を行ったものと見なす。

4 基礎研究の履修手続きについては、別途掲示する。

5 特殊講義（国際的人材育成プログラム）の履修手続きについては、別途掲示する。

6 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。

7 海外特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。

8 基礎研究における海外特別研修プログラムの履修手続きについては、別途掲示する。

9 他学部開講科目（教職関係科目を含む）を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。

10 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

(成績優秀認定)

第17条 経済学部独自で成績優秀な学生の認定を行う。

2 本制度は、学生の学修到達度と能力特性の認識を助け、学修計画の適切化、学修モチベーション向上及び進路開拓に資することを目的とする。

3 成績優秀認定の種類及び基準に関し必要な事項は別に定める。

岡山大学経済学部履修細則【夜間主コース】

(趣旨)

第1条 この細則は、岡山大学経済学部規程(平成16年岡大経規程第1号)の規定に基づき、岡山大学経済学部(以下「本学部」という)夜間主コースにおける授業科目の履修方法について、必要な事項を定めるものである。

(教育課程)

第2条 本学部夜間主コースの教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

(セメスター制)

第3条 本学部夜間主コースの授業は「セメスター制」に沿って開講する。セメスター制は半年を1学期とし、1学年を原則として前期及び後期の2学期に区分し、以後第4学年まで計8学期にわたり教育課程(カリキュラム)の編成を行う。これらの学年、学期及びセメスターの関係は次のとおりである。

| 学年 | 第1学年 | | 第2学年 | | 第3学年 | | 第4学年 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| セメスター | 第1セメスター | 第2セメスター | 第3セメスター | 第4セメスター | 第5セメスター | 第6セメスター | 第7セメスター | 第8セメスター |
| 期別 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |

(教養教育科目)

第4条 教養教育科目の授業科目名及び履修方法等は別に定める。

(専門教育科目)

第5条 本学部で開講する専門教育科目は別に定める。

2 専門教育科目は、対象年次以上の学生が履修できる。

3 専門教育科目は、別に定めのない限り、同一名の授業科目を重複して履修できない。また、昼間コースと夜間主コース間で重複履修不可に指定された授業科目を重複して履修できない。

(履修コース)

第6条 本学部夜間主コースに「総合学修コース」及び「実践力強化コース」の二つの履修コースを置く。

2 学生は、2年次初めから希望する履修コースに所属する。ただし、所属する履修コースは変更することができる。履修コースの希望や変更に関する手続き等は別に定める。

(副専攻コース)

第7条 成績優秀者には、他学部開設の副専攻コースの履修を許可することがある。

2 副専攻コースに関し必要な事項は別に定める。

(グローバル人材育成特別コース)

第8条 グローバル人材育成特別コースの履修を許可することがある。

2 グローバル人材育成特別コースに関し必要な事項は別に定める。

(履修単位数の上限)

第9条 本学部夜間主コースにおける履修単位数の上限は、次の各号のとおりとする。

一 夜間の授業科目は無制限とする。

二 集中講義は無制限とする。

三 昼間の授業科目(集中講義を除く)は年間20単位までとする。

2 卒業要件単位数に算入しない「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」「職業指導に関する科目」「副専攻コース」等と、卒業要件単位数に算入する「グローバル人材育成特別コース」の履修については、履修単位数の上限に含まない。

3 補習教育の授業科目は履修単位数の上限には含まない。

(卒業要件単位数)

第10条 本学部夜間主コースの卒業要件単位数は、次の各項が定める単位を含めて、合計124単位とする。

2 教養教育科目は、次の各号に従い、経済学部規程別表3「夜間主コースの教養教育科目」に定める単位を含めて、総合学修コースは34単位、実践力強化コースは20単位以上を修得することとする。

一 人文・社会科学系科目、生命科学系科目、自然科学系科目は、この中から2学系を選択し、それぞれ2単

位（合計4単位）を選択必修とする。

二 英語科目は、「英語（ネイティブ）」2単位を必修とする。また、「英語（オラコン）」「英語（作文・文法）」「英語（読解）」「英語（検定）」の中から2授業科目（4単位）を選択必修とする。

三 情報リテラシー系科目は2単位を必修とする。

四 全学ガイダンス科目は1単位必修，学部ガイダンス科目「修学の方法」は2単位必修とする。

五 補習教育の「初等数学」等の修得単位は，卒業要件単位に算入できない。

3 専門教育科目は，次の各号に従い，下表に定める単位を含めて，総合学修コースは90単位，実践力強化コースは104単位以上を修得することとする。

一 「教育職員免許状の取得に係る教職に関する科目」及び「職業指導に関する科目」並びに「副専攻コース」の修得単位については，卒業要件単位に算入できない。

二 その他，本細則第9条の履修上限及び第11条の卒業要件算入単位数の制限を受ける。

| 授 業 科 目 | | 卒業要件単位数 | |
|--|--|--------------|--------------|
| | | 総合学修コース | 実践力強化コース |
| 専門講義科目 | 経済学部夜間主コースの経済・経営基盤科目 経済学部昼間コースの専門講義科目 | 34単位 選択必修 | |
| 専門演習科目 | 経済学部夜間主コースの経済・経営実践科目 (演習A, 演習B, 経済英語演習) | 20単位 選択必修 | 34単位 選択必修 |
| テーマ学修（最大12単位） 卒業論文（4単位） | | | |
| 選択必修単位数を超えて修得した専門講義科目 選択必修単位数を超えて修得した専門演習科目 選定図書レポート（2単位まで） 昼間コースの卒業研究（8単位まで） 就業体験実習（2単位まで） 海外特別演習（4単位まで） 他学部の専門教育科目（昼間開講は20単位まで） 本学部が公示した放送大学との単位互換科目 (教養教育科目に含めるものと合わせて30単位まで) | | 36単位 自由選択 | |
| 合 計 | | 90単位 | 104単位 |

4 放送大学が提供する本学との単位互換科目を，合計30単位まで卒業要件単位に算入できる。そのうち，本学部が公示した授業科目は専門科目の自由選択科目とし，それ以外の授業科目は教養教育科目の自由選択科目とする。履修手続きや単位認定等の詳細は別に定める。

5 入学前あるいは入学後に国内外の他の大学・短期大学で修得した単位を，60単位を限度に本学部の授業科目（教養教育科目及び専門教育科目）の単位に読み替えて，卒業要件単位に算入することがある。

（昼間開講科目の卒業要件算入単位数）

第11条 昼間に開講される教養教育科目・本学部専門教育科目・他学部専門教育科目の卒業要件算入単位数については，次の各項に従い，下図に定めるとおりとする。

2 卒業要件算入単位数は最終年次までの通算とする。なお，履修の結果，卒業要件算入単位数を超えて単位を修得した場合は，その超えた単位数は卒業要件単位に算入しない。

3 他学部が昼間に開講する専門教育科目のうち，全ての学部の学生を履修対象として開講している特定の授業科目（昼間の教養教育科目履修の手引・授業時間表を参照）を履修し，単位を修得した場合は，昼間開講の教養教育科目として卒業要件単位に算入する。

4 履修できる昼間開講の教養教育科目は，原則として本学部昼間コース学生と同様とする。ただし，ガイダンス科目，情報処理入門，英語，ドイツ語，フランス語，中国語の各科目は履修できない。

副専攻コース及びグローバル人材育成特別コースの学生は，これにかかわらず，昼間開講の英語科目を履修することができる。

5 経済学部昼間コースの基礎研究は履修できない。

| | | |
|----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| 卒業要件単位数に算入できる昼間開講科目の単位 | | |
| 合計 40 単位まで | | |
| 昼間開講の 教養教育科目 20 単位まで | 経済学部昼間コースの 専門教育科目 40 単位まで | 他学部の 昼間開講専門教育科目 20 単位まで |

(専門演習科目)

第 12 条 専門演習科目については、演習 A 及び経済英語演習は 2 年次から履修でき、演習 B は 3 年次から履修できる。ただし、教職課程履修者はこの履修年次制限の対象外とする。

- 2 専門演習科目の単位は、総合学修コースでは 20 単位以上、実践力強化コースではテーマ学修及び卒業論文の修得単位と合わせて 34 単位以上を修得しなければならない。
- 3 上記の単位を超えて修得した専門演習科目の単位は、専門科目の自由選択科目として、卒業要件単位数に算入できる。
- 4 専門演習科目では原則として履修者の選考を行わない。ただし、履修希望者が多数の場合は選考を行うことがある。

(テーマ学修)

第 13 条 テーマ学修は、担当教員の許可を得た上で、2 年次から履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 テーマ学修の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修できる。総合学修コースでは専門科目の自由選択科目、実践力強化コースでは選択必修科目として、最大 12 単位を卒業要件単位数に算入できる。
- 3 テーマ学修を履修する場合は、重複して昼間コースの卒業研究は履修できない。

(選定図書レポート)

第 14 条 選定図書レポートは、1 年次から履修できる。履修方法等は別に定める。

- 2 選定図書レポートの単位は各 0.5 単位で、最大 2 単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位数に算入できる。

(卒業論文)

第 15 条 卒業論文は、担当教員の許可を得た上で、4 年次に履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 卒業論文の単位は 4 単位とし、総合学修コースでは専門科目の自由選択科目、実践力強化コースでは選択必修科目として、卒業要件単位数に算入できる。

(昼間コースの卒業研究)

第 16 条 昼間コースの卒業研究は、担当教員の許可を得た上で、3 年次から履修できる。その際に昼間コース学生にたいして定められた履修条件を満たす必要はない。申請方法等は別に定める。

- 2 昼間コースの卒業研究の単位は各 2 単位で、各学期に 2 単位を履修でき、最大 8 単位を専門科目の自由選択科目として卒業要件単位数に算入できる。
- 3 昼間コースの卒業研究を履修する場合は、重複してテーマ学修は履修できない。

(高度学修指導)

第 17 条 高度学修指導は、高度職業人や大学院進学等を目指す学生が、指導を受けることを希望する教員による選考を経て履修できる。申請方法等は別に定める。

- 2 高度学修指導は、原則として 1 年次の後期から履修を開始し、4 年次まで履修することができる。ただし、2 年次の前期までであれば、途中からの履修を認めることがある。
- 3 高度学修指導の単位は各 1 単位で、各学期（4 学期制における学期）に 1 単位を履修できる。ただし、修得した単位を卒業要件単位数に算入することはできない。

(履修登録)

第 18 条 履修登録は、原則として各学年の第 1 学期（前期）初め、及び第 3 学期（後期）初めの定められた期間に行わなければならない。

- 2 履修登録は、教養教育科目及び専門教育科目について学内パソコンより WEB 入力で行う。
- 3 選定図書レポートについては、定められた提出期間にレポートを提出したことによって履修登録を行ったも

のを見なす。

- 4 特殊講義（国際的人材育成プログラム）の履修手続きについては、別途掲示する。
- 5 就業体験実習の履修手続きについては、別途掲示する。
- 6 海外特別演習の履修手続きについては、別途掲示する。
- 7 他学部開講科目（教職関係科目を含む）を履修しようとする学生は、当該科目が開講される学部の時間割等を自身で確認の上、履修登録を行う。
- 8 授業時間の重複する授業科目を選択した場合には、そのいずれの科目についても無効とする。

（成績優秀認定）

第19条 経済学部独自で成績優秀な学生の認定を行う。

- 2 本制度は、学生の学修到達度と能力特性の認識を助け、学修計画の適切化、学修モチベーション向上及び進路開拓に資することを目的とする。
- 3 成績優秀認定の種類及び基準に関し必要な事項は別に定める。